

常設仲裁裁判所について

1) 常設仲裁裁判所(The Permanent Court of Arbitration)とは何か。

一八九九年第一回ハーグ平和会議によって、国際紛争の平和的解決のために創設され、現在まで存在しているもの。法的根拠は、国際紛争平和処理条約（一八九九年、一九〇七年）だが、日本も一八九九年条約に加盟している（一九〇〇年一〇月四日発効）。場所は、ハーグ平和宮殿（一九一三年完工）。同宮殿は、同裁判所のために建てられ、ここに同裁判所国際事務局（事務総長は、P. J. H. Jonkman 氏）と法廷がある。同裁判所は、加盟国からなる同条約によって設置された国際機関（ADMINISTRATIVE COUNCIL）（八八ヶ国のハーグ駐在外交官が代表し、オランダ政府外務大臣が議長となる）の行政的管理下にある。

なお、第一次大戦後、おなじ建物の中に常設国際司法裁判所（一九二二年～一九四六年）が入ったが、これは、第二次大戦後（一九四六年～）国際司法裁判所になった。

2) 常設仲裁裁判所は、国家と私人の間の国際紛争を解決することができるか。

できる。もともと、同裁判所は、国家間の国際紛争を解決するためのものだが、国家と私人の間の紛争の解決に利用することを禁止していないところから、一九三五年（中国対アメリカラジオ協会事件）に利用された先例があった。一九六二年に「一方のみが国家である当事者間の国際紛争解決のための仲裁および調停規則」が制定され、一般的利用が可能になった。

一九七九年に発生したイラン人による米国大使館占拠事件に端を発した米国民とイラン、イラン国民と米国の間の紛争の解決のために、同裁判所を利用する合意が、米国とイランによってなされ、一九八一年以降事件処理がなされており、先例数は四千件に達している。なお、現在は、このための専門の仲裁裁判所の建物がハーグにできたが、国際事務局は現在も協力している。

一九九三年七月には、「一方のみが国家である当事者間の国際紛争解決のための常設仲裁裁判所選択規則」が制定されたので、手続などは、これによる。

日本政府と被害者との間で、同裁判所によって紛争を解決するとの合意（コンプロミ）が締結されれば、同規則に従って、同裁判所による解決が可能である。

これらについては、英文解説がある。

3) 実際的な問題

期間＝双方協力すれば早い。一年以内の解決もありうる。一番かぎりだから、紛争はそれで終結する。

費用＝裁判官、法廷、事務局などの諸費用を双方が予納するが、事情によっては、協議できる。当事者間合意によって、政府が全額予納すると決めることもできる。判決で費用の負担を決める。（日本政府が全部負担するとの合意も可能であろう）代理人の費用は、

当事者が負担する。但し、判決で、それを敗訴者負担にすることを求めることも可能。

手続＝双方の合意によるが、定めがなければ基本は規則にある。

裁判官の選任＝一般の方法（双方が一定数の裁判官を推薦し、その裁判官が裁判長を決める）でもよいが、ことに、被害者が大勢だと、推薦裁判官が多くなるので、被害者側の団体が希望する被害者と代表して当事者になると処理が簡易になる。国際事務局が裁判官の選任方法を任されることもでき、そうなれば、裁判官の選任は簡単になる。必ずしも、裁判官リスト（加盟国が最大四名まで推薦して、リストに乗せている。普通はこの中から選任する。なおこの裁判官は常勤ではない。この裁判官は、国際司法裁判所裁判官やノーベル平和賞受賞者の推薦をする。）の裁判官にこだわらなくとも、外部から裁判官を選任することも可能。

解決する事項＝法的問題についての判断、賠償額の決定、その他とるべきの措置などについてもすべてできる。合意に基づき申し立てのあった事項について判断する。

法廷＝特別の合意がなければ、同裁判所内の小法廷を使う。

拘束力＝判決は、双方当事者を法的に拘束する。

4) 仲裁解決によるメリット

被害者側ばかりでなく、日本政府にとっても利益になる。永年継続する紛争が、合理的に早期解決するからである。